

福岡県公報

令和3年7月27日
第 219 号

目 次

告 示 (第700号 - 第708号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 5

公 告

- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
- 令和3年度福岡県家畜講習会の開催 (畜 産 課) 7
- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (防災企画課) 8
- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (防災企画課) 8

- 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (防災企画課) 8
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出
(中小企業振興課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 落札者等の公示 (薬 務 課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
(中小企業振興課) 10
- 令和3年度種苗生産事業者講習会 (林業振興課) 11
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 11
- 土地区画整理組合の設立の認可 (法第14条第1項) (都市計画課) 12
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 12
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 12
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 13
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 13

告 示

福岡県告示第700号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
------	-----------	---------------	--------	-------

新事項	170	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内 福岡中央交通安全協会 会長 松本 義人	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内	令和3年7月2日
旧事項	170	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内 福岡中央交通安全協会 会長 清水 信彦	福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署内	

福岡県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	386号	前	朝倉市三奈木3901番4先から 朝倉市三奈木3565番1先まで	16.7 ～ 31.6	122.0
			後	朝倉市三奈木3901番4先から 朝倉市三奈木3565番1先まで	16.7 ～ 31.0	122.0

福岡県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	386号	朝倉市三奈木3901番4先から 朝倉市三奈木3565番1先まで

福岡県告示第703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道	岡 垣 田 線		前	宮若市四郎丸131番4先から 宮若市四郎丸1番1先まで	6.0 ～ 26.0	412.5
			前	宮若市四郎丸131番4先から 宮若市四郎丸1番1先まで	12.0 ～ 30.0	411.4
			後	宮若市四郎丸130番1先から 宮若市四郎丸1番1先まで	6.0 ～ 30.0	435.9
			後	宮若市四郎丸130番1先から 宮若市四郎丸1番1先まで	12.0 ～ 30.0	434.1

福岡県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年7月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

令和 3 年 7 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	岡 垣 宮 田 線	宮若市四郎丸130番1先から 宮若市四郎丸1番1先まで
直 方	岡 垣 宮 田 線	宮若市四郎丸130番1先から 宮若市四郎丸1番1先まで

福岡県告示第705号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 3 年 7 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
大谷6	みやま市山川町北関及び山川町真弓（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面をみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第706号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和 3 年 7 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の非自 動はかり（ウに 掲げるものを除 く。）、分銅及び おもりの検査	令和3年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所西別館	うきは市
	令和3年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市役所西別館	
	令和3年9月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール（ かわせみホール）	
	令和3年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール（ かわせみホール）	
	令和3年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール（ かわせみホール）	
	令和3年9月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	うきは市民ホール（ かわせみホール）	
	令和3年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流セ ンター	大木町
	令和3年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	大木町子育て交流セ ンター	
	令和3年9月15日 から 令和3年11月14日 まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
イ ひょう量が 300kgを超える非 自動はかり（ウ に掲げるものを 除く。）、分銅及 びおもりの検査	令和3年9月15日 から 令和3年11月14日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		
ウ ばね式指示は かり又は電気式 はかりで目量の 数が6,000を超 えるもの、1級 のはかり及び2 級のはかりで目 量の数が2,000 を超えるもの の検査	令和3年9月15日 から 令和3年11月14日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和3年9月15日から 令和3年12月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

福岡県告示第707号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和3年9月15日	10:00～12:00 13:00～15:00	サン・アビリティーズいづか	飯塚市
	令和3年9月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚第一体育館	
	令和3年9月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市颯田交流センター	
	令和3年9月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市穂波交流センター	
	令和3年9月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市穂波交流センター	
	令和3年9月24日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市筑穂支所	
	令和3年9月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市役所	
	令和3年9月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	庄内保健福祉総合センター「ハーモニー」	
	令和3年9月29日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市二瀬交流センター	

令和3年10月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	嘉穂生涯学習センター「夢サイトかほ」	嘉麻市
令和3年10月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	嘉穂生涯学習センター「夢サイトかほ」	
令和3年10月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	嘉穂生涯学習センター「夢サイトかほ」	
令和3年10月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	碓井住民センター	
令和3年10月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	山田生涯学習館	
令和3年10月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	稲築地区公民館	
令和3年10月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	稲築地区公民館	
令和3年10月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	桂川町役場	
令和3年10月14日から 令和3年12月13日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和3年10月14日から 令和3年12月13日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和3年10月14日から 令和3年12月13日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和3年10月14日から 令和4年1月13日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
--	-----------------------------	---------------------------------------	-------------------

福岡県告示第708号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和3年10月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	芦屋町町民会館	芦屋町
	令和3年10月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	水巻町中央公民館	水巻町
	令和3年10月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	遠賀町役場	遠賀町
	令和3年10月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	岡垣町中央公民館	岡垣町
	令和3年10月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	岡垣町東部公民館	
	令和3年10月23日から 令和3年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、芦屋町、水巻町、遠賀町及び岡垣町と協議の上、指示する。		芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和3年10月23日から 令和3年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和3年10月23日から 令和3年12月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町
--	------------------------------	---------------------------------------	--------------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和3年10月23日から 令和4年1月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		芦屋町 水巻町 遠賀町 岡垣町

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大和干拓土地改良区	令和3年7月12日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区	令和3年7月12日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
柳川北部土地改良区	令和3年7月12日

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

遠賀広域都市計画道路3・5・50-7号広渡尾崎線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和3年8月23日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

遠賀町役場2階大会議室（遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 遠賀広域都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
-----	----	--------

3・4・50-7号広渡尾崎線	起点 遠賀町大字広渡字前田 終点 遠賀町大字尾崎字田屋ノ下 主な経過地 遠賀町大字今古賀字平田	約1,920メートル
----------------	---	------------

(2) 閲覧

令和3年7月27日から同年8月10日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び遠賀町役場都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和3年8月10日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区	令和3年7月12日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
城井郷土地改良区	令和3年7月12日

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和3年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の習得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和3年10月5日（火曜日） 午前9時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階行政1号会議室

令和3年10月6日（水曜日）

〃

〃

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 提出期限

令和3年9月21日（火）

(4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

(5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙によること。）

講習会第1日目の受付手続時に提出すること。

(6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに講習会会場受付に受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）を持参し、受付手続を済ませること。なお、講習会開始後は受け付けない。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習会で使用するテキスト「家畜取引の知識改訂版」は、講習会当日に講習会会場受付においてあっせんする（実費3,500円程度）。
- (3) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。）（平成28年6月28日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成28年6月28日から令和3年7月26日までの間

（変更後）平成28年6月28日から令和5年7月26日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和3年7月7日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成29年7月5日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（平成29年7月12日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成29年7月12日から令和3年7月11日までの間

（変更後）平成29年7月12日から令和5年7月11日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和3年7月7日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和元年台風第19号による災害（令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）第1条に規定する令和元年台風第十九号による災害をいう。）（令和元年10月18日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）令和元年10月18日から令和3年10月17日までの間

（変更後）令和元年10月18日から令和5年10月17日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和3年7月7日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和3年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス須恵店

(2) 所在地 糟屋郡須恵町大字旅石字赤坂57番3 外13筆

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10:00	午後10:00	午前9:00	午後10:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9:30～午後10:30	午前8:30～午後10:30

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ルミエール遠賀店

(2) 所在地 遠賀郡遠賀町大字今古賀字貴舟498番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特に意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字辻畑2132番1

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区南八幡町1-1-32 102号
磯野 翼、磯野 千紘

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬ラピアクタ 35,100人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
福岡県保健医療介護部薬務課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年7月8日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名
塩野義製薬株式会社
- (2) 住所
大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番8号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
77,430,298円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 久留米東櫛原SC
- (2) 所在地 久留米市東櫛原町吉原64-2外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・特になし

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、令和3年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習会の日時及び場所

日	時	場 所
令和3年8月30日（月曜日） 午前10時00分～午後5時00分		久留米市山本町豊田1438番地2号 福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和3年8月20日（金曜日）までに、受講申込書（用紙は、県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。

4 問合せ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号

福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3548
福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5188
福岡県行橋農林事務所 林業振興課	行橋市中央一丁目2番1号 行橋総合庁舎	0930-23-0387

5 注意事項

- 講習会には、筆記用具を持参すること。
- 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

粕屋町酒殿駅南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成30年4月10日から令和4年3月31日まで

3 施行地区

糟屋郡粕屋町大字酒殿字カヤハ、字原、字丸内、字中田原、字大坪及び字箱田の各一部

4 事務所の所在地

糟屋郡粕屋町酒殿三丁目4番7号

5 設立認可の年月日

平成30年3月29日

6 変更認可の年月日

令和3年7月14日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同条第21条第3項の規定により次のように公告する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

那珂川市道善・恵子土地区画整理組合

2 事業施行期間

この公告の日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

那珂川市大字道善、大字恵子、道善五丁目、恵子一丁目、恵子二丁目及び恵子三丁目の各一部

4 事務所の所在地

那珂川市道善五丁目54番地

5 設立認可の年月日

令和3年7月14日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所及び那珂川市役所の掲示場に掲示する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和3年7月6日宗像市告示第183号）

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年7月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約の名称

福岡県警察統合サーバ賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和3年6月3日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

扇精光ソリューションズ株式会社 福岡支店

(2) 住所

福岡市南区塩原一丁目28番30号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

159,126,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年4月23日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 7 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約の名称
免許証用 I C 追記端末装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 3 年 5 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社 J E C C
 - (2) 住所
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
37,976,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和 3 年 4 月 9 日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 7 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約の名称
免許台帳ファイリングデータ県間通信装置賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 3 落札を決定した日
令和 3 年 5 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社 J E C C
 - (2) 住所
東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
41,799,714円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札不落による随意契約
- 7 入札公告日
令和 3 年 4 月 9 日